

南海鐵道  
會社新設合併の件

關西急行鐵道株式會社及南海鐵道株式會社申請に係る標記の件は今  
航運輸通信省の懲諭に從ひ國策と順應し企業運営の合理化を圖らん爲  
兩會社を合併し新に近畿日本鐵道株式會社を設立し兩社を解散せんと  
するものにして右は五月二十二日附鐵業監第六六八號を以て 内務運輸  
通信兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市管 乗換乘継制度一部變更の件

名古屋市申請に係る標記の件は名古屋市に於ける軍需生産關係要員  
は激増を極め居るに係らず輸送設備は之に伴はず 現輸送量を消化する  
の力なきを以て古工員及通勤者以外の一般乗車の抑制を目的とし 一定  
の時間帯を設け乗換乗継を認めることをせんとするものにして右は五  
月十三日附鐵業監第七二六號を以て内務運輸通信兩大臣より認可あり  
たり。

愛知縣

名古屋市 都島變電所新設並電線路工事方法變更の件

名古屋市申請に係る標記の件は大江變電所設置機器に適當なるも  
なく其の竣工は遲延を免れざる狀態なる爲既設變電所より饋電不可能  
の爲前變電所竣工に先だち琴平電鐵より入手せる「二五〇キロワット」  
迴轉變流機に基を以て都島變電所を新設し 現在瑞穂變電所饋電線路を  
一部變更して新路線に對處せんとするものにして 右は五月十七日附業  
監第七五〇號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

東京都

財團法人交通局 寄附行爲中一部變更の件

財團法人東京都交通局協力會申請に係る標記の件は其の寄附行爲中  
殉職者の遺族を包含せんとするものにして 右は五月二十日業監第七八  
一號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

## 國有財產境界査定處分に對する行政訴訟の判決に關する一考察

兵庫縣土木部道路課 池 内 肆 夫

數年前本誌に河川敷線を國有財產法に基き境界査定處分したるに對  
し行政訴訟が提起され其の結果の論説を見眞に結構にて裨益する所多  
きを感じたることあり、爾來この氣持未だ去り難き折柄、偶兵庫縣に  
於て國有財產境界査定處分に對し行政訴訟提起され 昨年結審となり、

其の結果は被告たる査定官廳の敗訴となりたるも、法律上の觀點より  
考察するときは、乍遺憾該判決に心服し得ざる點（余の先入感かも知  
れず）あり、爲に識者の批判を乞ひ曩に本誌に依りて享けたる氣持は  
余一人のみとは考へられず行政事務執掌者として等しく同感共通のも

のと信ず、左に述べる所は文拙く意も亦盡さず却て不参考たるを慮る。

又識者の批判を賜はることを得ば幸甚とする所なり。

便宜上原告（國有財産法第十三條中其の他該當者）を甲とし被告（國有財産査定官廳）を乙とし参加人（國有財産法第十三條の隣接地所有者）を丙とし本件の經緯を記述せんとす。而して本件行政訴訟提起直至る迄既に甲、丙間に於て民事訴訟鑑等中なりしものにして行政訴訟の提起は即ち民事訴訟に原因して爲されたるものに付甲丙間の民事訴訟の経過並に鑑等の沿革、境界査定施行、行政訴訟提起、行政訴訟の判決に分ち其の大要を記述し以て本件訴訟の全貌を窮知すると共に結論として愚見を披瀝し諸賢の御批判を乞ひ御参考に供せんとす。

## 一、民事訴訟ノ經過

(一) 大正九年三月甲ハ鑑等地二萬五千坪一合九勺（四十五筆ノ土地）ヲ海ニ接スル護岸ヲ包含セルモノナリトノ明示ノ許ニ丙ヨリ之ヲ賣受タルコトトシ代金百十一萬三千二百七十五圓七錢ヲ以テ賣買契約ヲ締結シ手附金トシテ金十一萬千六十三圓（三回拂）追手附ドシテ金二十萬圓ノ爲替手形ヲ交附シタリ。

(二) 甲ハ同年六月右土地ヲ訴外第三者ニ賣却スル契約ヲ爲シタル所右第三者ヨリ護岸ハ他ニ賣却シ得サルモノニ非サルヤトノ照會アリ依て調査シタルニ護岸ハ國有ニシテ他ニ賣却スルヲ得サルモノナルコト明白トナリタルヲ以テ前號賣買契約ハ護岸ヲ包含スルコトヲ明示セルヲ以テ國有ナルニ於テハ全土地利用價値ニ甚大ナル影響アルヲ以テカカル賣買契約ハ全ク甲ノ意思ニ非サリシモノ

ナリ。

茲ニ於テ甲ハ前號賣買契約ハ法律行爲ノ要素ニ錯誤アル無效ノモノニ付、民法第五百六十三條第二項ニ基キ契約ヲ解除シ丙ニ對シ原狀回復（手附金返還）ヲ求ムルコトノ訴ヲ提起セリ。

(三) 神戸地方裁判所ハ昭和十六年五月五日右ニ對シ判決セリ。即チ賣買契約ノ要素ノ錯誤トシテ護岸國有ヲ認メ手附金ニ年六分ノ割合ニ依ル金員ヲ支拂ヒ、爲替手形一通ハ返還スヘキ旨ノ判決アリ。丙ハ之ヲ不服トシテ控訴セリ。

因に右手附金十二萬餘圓に年六分の割合に依る合計金員は三十餘萬圓となる。

## 二、鑑等地ノ沿革

(一) 北半地ハ豫約開墾成功ニ依リ（地番二番）南半地ハ海面埋立成功ニ依リ（地番三番）何レモ明治三十三年所有權ヲ取得ス。所有者ハ訴外第三者而シテ南半地ノ護岸及護岸内側幅員二間ノ道路ハ國有地ニ編入シタリ。

(二) 二番地ノ地積一町二反八畝一〇步三番地ノ地積一町一反八畝一三歩ニ對シ三番地ハ明治三十四年九月土地臺帳反別誤謬訂正ヲ爲シ八反六畝一七步ヲ増歩シ二町五畝歩ノ地積ト爲ル  
(註)甲丙間の賣買契約土地は右二筆以外地券設定當時より民有に屬せる四十三筆の土地を包含せるものとす。

(三) 明治三十九年十二月當時ノ土地所有者ヨリ出願ニ依リ乙ニ於テ官民有地境界査定ヲ施行ス而シテ査定ノ根據ハ周圍ノ道路及護

四、行政訴訟提起

岸等海面ニ接スル部分ハ波浪ノ爲悉ク破壊セラレ其ノ根石ヲモ確認スルヲ得サル狀況ニシテ僅カニ東西ニ約十數間ノ石垣殘存セル。

ノミ依テ豫約開鑿成功届

海面埋立成功届並ニ反別誤謬訂正願ニ添付ノ圖面ト實地ノ狀況ト

ヲ參照シ査定圖ノ通査定シタリ

(四) 明治四十二年頃當時ノ土地所有者（所有權ハ轉々トス）ニ於

テ現在ノ護岸ヲ築造シタリ。

(五) 大正七年護岸内側ノ道路ハ用途廢止ノ上所屬町へ無償下付セ

リ。

所屬町ハ之ヲ訴外第三者（道路内側土地所有者）へ有償賣渡ヲ爲

ス而シテ不用道路數ノ地番ハ四番地ト認定。

(六) 二番、三番、四番地共大正八年十一月丙ニ所有權移轉セリ。

三、境界査定施行

(一) 昭和十二年二月二十八日附ヲ以テ丙ハ乙ニ對シ境界査定ヲ出

願セリ。

(二) 昭和十五年十月五日附ヲ以テ同月十五日境界査定施行ニ付立

會方乙ハ丙ニ通知シタリ。

(三) 昭和十六年一月二十五日境界査定結了ノ旨乙ハ丙ニ通知ス。

而シテ該結了通知ニハ、査定圖謄本ノ閲覽所ヲ神戸市役所ニ指定

ス。尙神戸市長ニ對シテハ「閲覽所ヲ貴廳ニ指定相成タルニ付閲

覽ヲ求ムル者アルトキハ閲覽セシメ査定圖謄本ヲ永久保存スヘキ」旨通牒ス。

(1) 原告甲主張ノ要點

イ、民事訴訟ニ於テモ護岸ハ國有ト認メラレ勝訴シタルモノナリ。

ロ、海ニ接スル部分ノ護岸カ破壊シタリトスルモ、原形ヲ止メサル

ムト謂フ（根據ハ有國財產法第十三條隣接地所有者其ノ他境界査

定ニ對シ不服アル者ハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ

ヲ取消ス。境界線ハ現在護岸ノ地境ヲ以テ境界トストノ判決ヲ求

リ。其ノ要旨ハ昭和十五年十月十五日爲シタル境界査定處分ハ之

リ。明治四十二年頃當時ノ土地所有者（所有權ハ轉々トス）ニ於

テ現在ノ護岸ヲ築造シタリ。

(2) 被告乙ノ應訴

(1) 原告ノ請求ハ之ヲ却下ストノ判決ヲ求ム

(2) 被告主張ノ要點

イ、行政訴訟ノ提起ハ権利ヲ害セラレタリトスル場合ニ限ルモノニ

シテ本件ノ如ク却て民有地積ノ縮少スルコトヲ求メ隣接民有地ニ

不利ナル結果ヲ來ス判決ヲ求メ且既ニ賣買契約ヲ破棄セル者カ士

地ニ關シテ直接ニ利害關係ヲ有セス、土地ニ對シ權利ヲ有セサルモノニ權利侵害ヲ生セス從テ訴權ナシ。

四、權利ニ關シテハ不動產登記法ニ依リ登記ヲ爲スニ非サレハ第三者ニ對抗シ得サルハ民法第百七十七條ノ定ムル所ナリ此ノ事實ノ存在ナシ。

ハ、行政訴訟ノ提起ハ處分後六十日以内ナリ、昭和十六年一月二十五日ノ翌日ヨリ起算スルトキハ同年三月二十七日ヲ以テ出訴期間満了ニ付九月二十二日ノ提起ニ係ル本訴ハ當然却下セラルヘキモノトス

右ニ對シ左ノ判例アリ。

1. 行政裁判法第二十二條第一項期間は處分書若くは裁決書の交付又は告知を受けざる者に對しては其の之を了知したる日より起算するの法意なりとす（大正二、一二、二五行政裁判宣告）

2. 出訴期間は行政處分を受けたる當事者以外の者に付ては其の處分ありたることを知り又は知り得べき日より起算すべきものとす（大正三、一〇、二三行）

ニ、右ニ依リ神戸市長宛處分ノ結了ヲ告ケ査定圖謄本ノ閲覽ヲ求ム

ル者アルトキヘ閲覽セシメ永久保存スヘキヲ通牒セル以上何人ト雖モ處分ゲリタルコトヲ知リ得ヘキ狀態ニアリタルハ公知ノ事實ナリ。而シテ行政處分ハ必ス確定ノ時期ナカルヘカラス而モ確定ノ時期ハ必スニシテ二ナルヘキ理ナシ、若シ了知シ得ヘキ狀態ニ在リナカラ了知シタル日ヨリ起算スルモノトセハ行政處分ハ不

確定ノ儘放置サレ又確定ノ時期一ナラサル結果トナル、如斯ハ國家ノ公益ヲ素リ行政ノ運用ヲ妨クルモノニシテ認容スルコトヲ得ス。期間ニ關シ訴權アリトセハ宜シク了知ノ日ヲ立證スヘキナリ。

ホ、埋立地成功當時護岸及道路ヲ國有ニ歸屬セシメタルコトハ争ナキモ爾來海面ニ接スル部分ハ波浪ノ爲破壊セラレ原形不明トナリタルヲ以テ明治三十九年十二月境界査定ヲ施行シ明治四十二年頃後退シテ現在ノ護岸ヲ築造シタルモノニ付境界線カ海中ニ決定シタルハ當然ニシテ何等ノ不當ニ非ス。

ハ、明治四十二年頃築造ノ護岸ニ對シ其ノ内側ノ道路ヲ拂下シタルハ場所ニ於テ錯誤アリタルモノニシテ拂下道路數ハ明治三十九年境界査定シタル境界線外側道路ナリ假りニ道路ノ拂下ヲ云々セストスルモ境界線ハ明治三十九年ノ境界査定ニ依リ現ニ南方海中ニ在リ。

ト、境界査定ニ於ケル境界カ所有地ノ境界ト異ルモ權利利益ヲ害ヒサル場合ニ於テハ不當ヲ生スルノ謂レナシ。即チ明治三十九年ノ確定境界線ヲ基準トシテ査定シタルモノニ付不當ヲ生スルノ謂レ毫モナシ。

以上に依リ昭和十六年十二月第一回口頭審問同年十二月職權を以て丙を本訴に參加決定同十七年二月第二回口頭審問同年四月實地檢證同年十一月第三回口頭審問同十八年六月裁判宣告せられたるものとす。而して事件の全貌を更に詳知する爲左に略圖を以て説明することとす。

（以下次號）